

【資料 4】

佐賀市農業・農村活性化懇談会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市農業振興基本計画の進捗管理に伴い、当計画の進捗管理と佐賀市の農業政策に係る提言を得る。また、当計画の全体的な見直しに伴い、計画に係る提言及び審議を得ることを目的として、佐賀市農業・農村活性化懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は委員12名及びオブザーバーとし、別表1に掲げる者により組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、5年以内において市長が定める期間とする。

2 委員が任期途中で交代した場合の任期は、その前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、懇談会の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、委員長が招集する。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、農業振興課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表 1

佐賀市農業・農村活性化懇談会委員名簿

【委員】

所属、専門分野	人 数
農業協同組合	2 名
生産者代表	6 名
市場・店舗関係者	1 名
グリーンツーリズム実践者	1 名
学識経験者	1 名
公募により選任された者	1 名

【オブザーバー】

所属	人 数
佐賀県	1 名